第百十四条の四第一項	法	改正前国共済法
	年金である給付	改正前国共済法による職域加算額
	受給権者又は当該年金である給付に加算されている加給年金額の対象者（次項において「受給権者等」という。）	受給権者
第百十四条の四第二項	受給権者等	受給権者
	受給権者又は当該加給年金額の対象者がある受給権者	
第百十四条の四第四項	年金である給付（加給年金額の対象者についてのみ生存の事実が確認されなかつた受給権者が当該事実につき確認できる書類を提出しないときは、当該対象者に係る加給年金額に相当する部分に限る。）	改正前国共済法による職域加算額
第百十四条の四第一項各号列記以外の部分	年金である給付	改正前国共済法による職域加算額
第百十四条の四第二項各号列記以外の部分	提出しなければならない。この場合において、第八十七条の二第三項の規定による書類の提出は、必要ないものとする	提出しなければならない
第百十四条の四第二項第四号	法第九十七条第一項（令和二年法律第四十号附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）	平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第九十七条第一項（平成二十七年経過措置政令第二条第七号に規定する改正前国共済令
第百十四条の四第四項	第二項第一号又は第二号	第二項第一号
第百十四条の四第五項	繰下げ待機者	繰下げ待機者政令第八条第一項の規定により読み替えられた改正前国共済法第七十八条の二第一項の規定による旧職域加算退職給付の支給の繰下げの申出を行つていないものをいう。第百十四条の四十四第二項において同じ。）
第百十四条の四第一項	退職共済年金	旧職域加算退職給付
	退職共済年金又は障害共済年金	旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付（平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）

第百十四条の四第二項	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付（平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）
	法第四十五条第一項	平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第四十五条第一項
	相続人	者
	退職共済年金	旧職域加算退職給付

（なお効力を有する改正前国共済規則の適用除外）

第十六条　なお効力を有する改正前国共済規則第百十四条第一項第六号から第八号まで及び第十一号、第二項第三号、第五号及び第六号並びに第八項並びに第九項、第百十四条の二、第百十四条の三第一項第四号及び第五号並びに第二項、第百十四条の三の四、第百十四条の五第一項及び第二項、第百十四条の六から第百十四条の十二の二まで、第百十四条の十三第一項第八号及び第九号並びに第二項第三号及び第四号、第百十四条の十五第二項、第百十四条の十六の二第一項第四号及び第五号並びに第二項、第百十四条の十六の三、第百十四条の十九から第百十四条の二十三まで、第百十四条の二十四第一項第三号及び第四号、第百十四条の二十五、第百十四条の二十六第一項第五号及び第二項第七号並びに第三項並びに第四項、第百十四条の二十八第五項、第百十四条の二十八の二第三項、第百十四条の二十八の三第三項、第百十四条の二十九第三項及び第四項、第百十四条の三十一、第百十四条の三十二の二から第百十四条の三十二の二十九まで、第百十四条の三十三の二、第百十四条の三十九第二項、第百十四条の四十一、第百十四条の四十二第二項第二号並びに第百十四条の四十三の規定は、改正前国共済法による職域加算額の支給に係る請求、届出その他の行為については、適用しない。

（改正前国共済法による職域加算額の請求及び届出に係る特例）

第十七条　旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付の請求を行う場合において、当該給付と同一の給付事由による厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による保険給付の請求、届出その他の行為については、第九条から第十二条までにより読み替えられたなお効力を有する改正前国共済規則の規定にかかわらず、当該規定による請求書及び書類の提出を省略することができる。

2　旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付に係る第十五条により読み替えて適用するなお効力を有する改正前国共済規則第百十四条の四十の二第三項、第百十四条の四十の三、第百十四条の四十の四、第百十四条の四十二（第二項第四号を除く。）及び第百十四条の四十四に規定する届出を行う場合において、同時に厚生年金保険法の給付（脱退一時金及び脱退手当金に係るものを除く。）に係る同一の事由による届出を行うときは、これらの規定にかかわらず、これらの規定による届出書及び当該届出書に添えるべき書類の提出を省略することができる。

3　改正前国共済法による職域加算額の受給権者の死亡により、第八条により読み替えられた改正前国共済規則第九十七条の規定に基づき請求を行う者が、同時に当該改正前国共済法による職域加算額の受給権者の死亡による未支給の厚生年金保険法の保険給付の請求を行うときは、なお効力を有する改正前国共済規則の規定による請求書及び当該届出書に添えるべき書類の提出を省略することができる。